

## 広報つばた有料広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、津幡町有料広告掲載要綱（平成24年津幡町告示第3号）の規定に基づき、町が毎月1回発行する広報紙「広報つばた」（以下「広報つばた」という。）に掲載する有料広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第2条 広報つばたに広告を掲載できる範囲等は、津幡町有料広告掲載要綱の規定を適用する。

(広告の掲載順位)

第3条 広告を掲載する順位は、広告掲載の決定を受けた順位とする。

(広告の条件等)

第4条 広告の条件は、次のとおりとする。

- (1) 広告を掲載する位置は、広報つばたの表紙と最終ページを除く各ページのうち、町が指定する位置とする。
- (2) 広告の規格は、次のとおりとする。

広告の種類	大きさ	
第1種広告	1ページを5段に分けたうちの1段の2分の1相当	50mm×85mm
第2種広告	1ページを5段に分けたうちの1段相当	50mm×175mm

- (3) 広告は、黒の一色刷りとする。
- (4) 広告の掲載料は、次のとおりとする。
  - ア 第1種広告 1枠あたり月額 10,000円
  - イ 第2種広告 1枠あたり月額 20,000円
- (5) 広告の掲載期間は1月(号)単位とし、1月以上12月以内で更新は妨げない。
- (6) 広告の枠数は、広報主管課長が定める。
- (7) 広告の掲載は、1広告主について、広報1月(号)につき1枠限りとする。

(広告の掲載募集)

第5条 広告掲載の募集は、広報つばた及び町ホームページ等により行うものとする。

2 募集は、広告枠に空きが生じたときに行うものとする。

(広告掲載の申し込み)

第6条 広告掲載希望者は、掲載を希望する月の前々月の20日までに、広報つばた有料広告掲載申込書（様式第1号）に次に掲げる図書を添えて、町長に提出するものとする。

(1) 広告原稿

(2) 資格免許証、諸証明書、その他広告掲載希望者を確認できる書類

2 前項第1号の広告原稿は、電子データで作成するものとし、その作成費用は広告掲載希望者の負担とする。

(広告掲載の決定)

第7条 町長は、前条に規定する申込書の提出を受けたときは、第2条の規定に基づき審査を行い、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 広告掲載の可否について疑義が生じた場合は、要綱の規定に基づき、広告審査委員会を開催するものとする。

3 町長は、広告掲載の可否について決定を行ったときは、その結果及び条件等について広報つばた有料広告掲載決定通知書（様式第2号）又は広報つばた有料広告非掲載決定通知書（様式第3号）により、その旨を広告掲載希望者に通知するものとする。

(広告掲載料の納入)

第8条 広告主は、町長の指定する期日までに、第4条に定める広告の掲載料を前納するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告主の提出義務)

第9条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに広報つばた有料広告掲載内容変更届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(1) 広告の掲載を取り下げる場合

(2) 広告を差し替える場合

(3) 前2号に規定するもののほか、広報つばた有料広告掲載申込書の記載内容に変更が生じた場合

(広告掲載料の返還)

第10条 広告の掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載ができなくなった場合は、その全額又は一部を返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

3 町は、広告が掲載できなかったことにより生じるいかなる損害についても、広告掲載料の返還以外の責めを負わないものとする。

4 本条の規定による広告掲載料の返還を受けようとする者は、広報つばた有料広告掲載料返還請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(疑義等の決定)

第11条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。